

協同住宅ローン 賃貸住宅ローン 適用金利一覧

■ 協住賃貸住宅ローン 提携ハウスメカ-様向け 標準金利・引下げプラン金利 平成22年9月お借入時の金利

金利タイプ	賃貸標準金利	「金利引下げプラン」最大引下げ時金利		貸付手数料 (税込)
		当初固定期間	当初固定期間満了後	
3年固定 特約型	年3.45%	年2.70% (賃貸標準金利比年▲0.75%)	賃貸標準金利比 年▲0.40%	ご融資金額×0.525% (最低105,000円)
5年固定 特約型	年3.65%	年2.90% (賃貸標準金利比年▲0.75%)	賃貸標準金利比 年▲0.40%	
短プラ連動 変動金利型	年2.775%	年2.075% 全期間賃貸標準金利比 年▲0.70%		

<ご注意ください>

- * 表示金利は、平成22年9月にお借入いただく場合の金利であり、引下げプラン金利・標準金利は、毎月改定いたします。またお申込時点ではなく実際にお借入いただく日の金利が適用されます。なお適用期間中でも金利情勢により変更する場合がございます。
- * 協住賃貸住宅ローンの貸付手数料を含めた実質年率は2.106%～3.679%です。実質年率は、借入金額5,000万円、借入期間30年、元利均等毎月返済、繰上返済なし、30年間同一金利で計算しています。
- * 固定金利特約期間経過後は、その時点の適用金利による「固定金利特約型」の継続も可能です。お申し出がない場合は変動金利型となります。変動金利型への切替後は、以降固定特約型の選択はできません。
- * お借入れ当初から「変動金利型」を選択した場合は、借入期間中に「固定金利特約型」へ切り替えることはできません。

<『金利引下げプラン』適用条件>

- ① 平成22年9月末までに申込受付、平成23年3月末までに融資実行のお客様 ②対象となる賃貸住宅ローンを新規にご利用いただくお客様 ③弊社提携ハウスメーカー様を経由してお申込いただく方
- * 金利引下げプラン適用には、その他 担保、収支内容等において一定の審査条件がございます。上記最大引下げ時金利は最も引下げた際の金利であり、引下幅は審査条件ごとにより異なります。詳しくは弊社窓口までお尋ねください。審査の結果によってはご融資できない場合、もしくは賃貸標準金利を上限とした金利を適用させていただくことがあります。
- * 延滞が発生した場合には金利引下げプラン適用を中止し金利を引上げさせていただく場合がございます。
- * 賃貸併用住宅ローン(一つの建物の中で自宅(2世帯住宅を含む)と賃貸住宅を兼ねる構造等)のお取扱いも可能です。賃貸併用住宅ローンの商品概要、金利適用等詳細につきましては、弊社担当窓口までお尋ねください。

<協同住宅ローン> 賃貸住宅ローン商品概要

ご利用いただける方	以下の要件に該当する個人の方(法人は不可) ・ 資産、負債の背景および事業後継者に問題がなく、かつ当該賃貸事業の賃貸収入以外で生計に支障がない方 ・ 融資時年齢が満20歳以上70歳以下かつ完済時の年齢が80歳未満の方。但し、事業後継者等を連帯債務者(または連帯保証人)とする場合は、当該連帯債務者(または連帯保証人)の完済時年齢が満80歳未満であること。 ・ 原則として弊社提携住宅会社の取扱う提携ローン案件であること。
お使いみち	・ 自己所有地(借地を含む)上の賃貸住宅の建築資金 ただし、賃貸店舗・事務所部分があるものは当該部分床面積が原則1/3以内に限ります。 ・ 諸費用(登記費用、造成費用、火災保険料、建替承諾料(借地)、更新料(借地))
ご融資金額	・ 1億円以内 ただし、以下の範囲であること。(1)当社担保評価額の範囲内 (2)年間返元利金額が年間見込家賃の70%以内(借地の場合は地代の支払いを含め70%以内)
ご融資期間	1年以上30年以内(返済回数:12回～360回)(元金据置期間:最長1年以内)
ご融資実行日	毎営業日
ご返済方法	「元利均等返済毎月払い」または「元金均等返済毎月払い」(6か月毎のボーナス返済はご利用いただけません)
引落金融機関	当ローンのご返済口座(自動引落)は、都地銀、信用金庫、農協等全国まほすすべての金融機関がご利用可能です。(ゆうちょ銀行はお取扱いしておりません。農協等は一部お取扱いできない金融機関がございます。詳しくは弊社窓口までお問い合わせください)
担保	ご融資対象物件及びその敷地に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
保証人	原則として不要
保証料	不要
貸付手数料	ご融資金額×0.525%(最低105,000円)(税込) ★貸付手数料は融資実行時にお支払いいただきます。
団体信用生命保険	原則として付保いたしません。
火災保険	建物にご融資期間以上の火災保険を付保いただき、原則として、その火災保険金請求権に当社を質権者とする第1順位の質権を設定させていただきます。
繰上返済にあたって	繰上返済の際には以下の解約金が必要になります。(お借入日から3年以内…ご返済元金×2.0%、3年超5年以内…ご返済元金×1.0%、5年超…一律1万円)
遅延損害金	年14.0%